

わが国の企業の最近の減損損失の傾向

出 居 美智子

目 次

1. はじめに
2. 減損損失の業種別分析
3. 有価証券報告書の訂正事例とその後の減損の発生状況
4. 終わりに

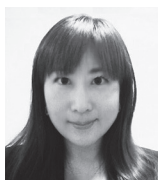
わが国の企業が計上した固定資産及びのれんの減損損失について、2017年3月期までの最近5年間の連結財務諸表の開示データに基づき、全体または業種共通の傾向や特徴を検討した。次に、当該期間における開示内容の検討を行い、比較的多額の減損が計上されている場合においても、現状の減損に関する開示が画一的な内容にとどまっている点を確認した。また、実際の減損損失の発生傾向に照らし、減損損失を原則として特別損失として表示することを求める会計基準への問題意識を述べる。

1. はじめに

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。固定資産の減損処理は大まかには、資産のグルーピング、減損の兆候の把握、減損損失の認識、減損損失の測定という流れとなるが、おのおのの局面において財務諸表作成者の見積もりの要素が多分に含まれる。こうした見積もりにおいては、多種多様な事業を営む企業が、

各社固有の事情を反映した仮定や予測に基づいて将来キャッシュフローを決定しており、その具体的な詳細の開示なしに外部から把握することは困難な場合が多いと考えられる。このため、財務諸表においては、減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項の注記が求められているが、財務諸表利用者は実際に企業が行った開示から十分な情報を得られているのだろうか。

こうした問題意識を踏まえ、最近5年間にわが国の企業が計上した減損損失について、連結財務



出居 美智子 (いでい みちこ)

日本公認会計士協会自主規制・業務本部主査。慶應義塾大学卒業。2006年公認会計士登録。